文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令の一部を改正する省令

文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令（平成十六年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ 一　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 二・三　［略］ 四　行政機関等　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。 （電磁的記録） **第二条**　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二十六条の二の申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって文部科学大臣（法第二十六条第一項の規定により申請書等の受理に関する事務を委任された文部科学省の機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により申請書等の受理に関する事務を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。	（定義） **第一条**　［同上］ 一　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 二・三　［同上］ ［号を加える。］ （電磁的記録） **第二条**　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二十六条の三の申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって文部科学大臣（法第二十六条第一項の規定により申請書等の受理に関する事務を委任された文部科学省の機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により申請書等の受理に関する事務を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に文部科学大臣から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（文部科学大臣からプログラムが付与される場合に限る。）を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。
一　電磁的記録により申請書等の作成を行う場合において従うこととされている様式であって行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該様式に記録すべき事項 二　［略］ （電磁的方法） **第三条**　法第二十六条の三第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 一・二　［略］ 2　前項第一号に掲げる方法により文部科学大臣が電子署名を要することとしている申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の提出に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一～四　［略］ 3　第一項第一号に掲げる方法により文部科学大臣が識別符号及び暗証符号を入力することとしている申請書等の提出を行おうとする者は、付与された識別符号及び当該者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（以下「設定暗証符号」という。）を申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。 4　第一項第二号に掲げる方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の提出に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、第二項各号のいずれかに該当するものを併せて記録したものを提出しなければならない。 5　第三項の規定による識別符号及び設定暗証符号の入力を行うときは、申請書等の提出を行う者は、その氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出、又は申請しなければならない。	一　電磁的記録により申請書等の作成を行う場合において従うこととされている様式であって文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該様式に記録すべき事項 二　［同上］ （電磁的方法） **第三条**　法第二十六条の四の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 一・二　［同上］ 2　前項第一号に掲げる方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の提出に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一～四　［同上］ ［項を加える。］ 3　第一項第二号に掲げる方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の提出に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、前項各号のいずれかに該当するものを併せて記録したものを提出しなければならない。 ［項を加える。］